

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
3月26日
(火曜日)

目次

- 規則 山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)……………一
- 告示 地方税の収納の事務の委託(税務課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………三
- 保安林の指定(山口市)(森林整備課)……………三
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………三
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………四
- 臨港地区の分区の指定(港湾課)……………四
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………五
- 公告 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………六
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)……………六
- 徳山下松港港湾計画の変更の概要(港湾課)……………七
- 漁管委告示 漁業法第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定による指示……………七



山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第十五号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「七百七十円」を「七百八十円」に改め、別表第一の三の表理化学試験の定性分析の項中「四千九百四十円」を「四千九百六十円」に、「八千七百二十円」を「八千七百八十円」に、「一万七千八百八十円」を「一万八千四百円」に、「三千四百八十円」を「三千五百四十円」に、「三万五千九百九十円」を「三万六千三百五十円」に、「四万五千九百七十円」を「四万六千四百九十円」に、「三千二百七十円」を「三千二百八十円」に改め、同表理化学試験の定量分析の項中「六千八百八十円」を「六千二百二十円」に、「一万九百二十円」を「一万九百九十円」に、「二万二千二百円」を「二万二千三百九十円」に、「四千三百八十円」を「四千四百六十円」に、「四万三千四百五十円」を「四万三千八百九十円」に、「五万八千三十円」を「五万八千六百八十円」に、「四千二百八十円」を「四千三百円」に改め、別表第一の四の表(一)の項中「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」を「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)」に、「(厚生労働省告示第九十二号)」を「(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)」に改め、同表(二)の項中「(厚生労働省告示第九十二号)」を「(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)」に改め、同表(四)の項中「千四百四十円」を「千六百四十円」に、「三千七百円」を「三千七百六十円」に、「六千十円」を「六千二百十円」に、「一万八千六百六十円」を「一万二千七十円」に、「二万八千六百六十円」を「二万八千五百七十円」に改め、同表(五)の項中「八百七十円」を「八百八十円」に、「三千五十円」を「三千百円」に、「四千七百二十円」を「四千八百円」に、「九千四百七十円」を「九千六百四十円」に、「二万五千五百八十円」を「二万九百七十円」に、「三万四千五百四十円」を「三万五千七百十円」に、「千四百十円」を「千六百十円」に、「三千七十円」を「三千七百六十円」に、「六千十円」を「六千二百十円」に、「一万八千六十円」を「一万二千七十円」に、「二万八千六十円」を「二万八千五百七十円」に改め、同表(六)の項中「八百七十円」を「八百八十円」に、「三千七十円」を「三千七百六十円」に、「七千五百四十円」を「七千六百七十円」に、「一万七百四十円」を「一万九百三十円」に、「二万五千四百七十円」を「二万五千九百四十円」に、「四万九百三十円」を「四万八百三十円」に、「千四百十円」を「千六百十円」に、「四千七百二十円」を「四千八百八十円」に、「九千四百七十円」を「九千六百四十円」に、「一万四千二百

十円を「一万四千二百七十円」に、「三万九千五百五十円」を「三万二千五百四十円」に、「五万千八百八十円」を「五万二千二百二十円」に改め、同表(七)の項中「七百五十円」を「七百六十円」に、「一万九千二百十円」を「一万九千五百六十円」に、「一万千三百十円」を「一万千三百三十円」に、「四千四百六十円」を「四千五百四十円」に、「六千三百八十円」を「六千四百九十円」に、「三千五百七十円」を「三千六百三十円」に、「三千百八十円」を「三千二百三十円」に、「八百七十円」を

「八百八十円」に、「二万二千八百八十円」を「二万三千三百円」に、「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、「五千四百九十円」を「五千五百九十円」に、「八千六十円」を「八千二百円」に、「四千四十円」を「四千百十円」に、「三千九百七十円」を「四千四十円」に、「一万六千六百二十円」を「一万六千九百二十円」に、「一万二千六百二十円」を「一万二千八百五十円」に、「二万二百五十円」を「一万四百三十円」に、「七千二百九十円」を「七千四百二十円」に、「一万八百七十円」を「一万千七百七十円」に、「九千二百十円」を「九千三百八十円」に、「八千九百九十円」を「八千三百四十円」に、「二万六千七百七十円」を「二万七千二百六十円」に、「七千四百二十円」を「七千五百五十円」に、「四千五百九十円」を「四千六百七十円」に改め、同表(八)の項中「六百十円」を「六百二十円」に、「千三百八十円」を「千四百円」に改め、同表(九)の項中「八百七十円」を「八百八十円」に、「千七百八十円」を「千八百十円」に、「五千三百六十円」を「五千四百五十円」に、「九千四百七十円」を「九千六百四十円」に、「一万九千二百十円」を「一万九千五百六十円」に、「三千六百円」を「三千六百六十円」に、「三万八千四百三十円」を「三万九千四百四十円」に、「四万八千五百八十円」を「四万九千四百七十円」に、「三千七百円」を「三千七百六十円」に、「千四百十円」を「千四百六十円」に、「二千二百八十円」を「二千三百二十円」に、「六千七百七十円」を「六千八百九十円」に、「一万千八百六十円」を「一万二千七百七十円」に、「二万四千百八十円」を「二万四千六百二十円」に、「五百八十円」を「四千六百六十円」に、「四万七千二百九十円」を「四万八千六百六十円」に、「六万五千五百四十円」を「六万二千六百七十円」に、「四千七百二十円」を「四千八百円」に改め、同表(十)の項中「千百十円」を「千三百三十円」に、「二千二百十円」を「二千二百六十円」に、「六千七百七十円」を「六千八百九十円」に、「一万千五百三十円」を「一万千七百四十円」に、「二万三千四百八十円」を「二万三千九百十円」に、「四千五百八十円」を「四千六百六十円」に、「四万五千九百二十円」を「四万六千七百七十円」に、「五万九千七百六十円」を「六万八千六十円」に改め、別

表第一の五の表中「六百三十円」を「六百四十円」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、別表第一の四の表(一)の項の改正規定(「十円五十八銭」を「十円七十三銭」に改める部分を除く。)並びに同表(二)の項及び(三)の項の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第九十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 委託に係る地方税の種類

自動車税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)

二 委託を受けた者の名称及び所在地

株式会社山口銀行 下関市竹崎町四丁目二番三六号

地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号

国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目一番一号

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号

株式会社セイコーマート 札幌市中央区南九条西五丁目四二一

株式会社セブリーイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八

株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一

株式会社ポプラ 広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一

ミニストップ株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号

株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一番二二

三 委託の期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間

山口県告示第九十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 関	在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人社団岡野歯科 伊藤薬局	山陽小野田市日の出三丁目五番三七号	宇部市寿町二丁目三番二四号	宇部市	平成三十一、四、一、三、二九

山口県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
- 山口市阿東蔵目喜字田ノ方八八五、八八八、一〇三九八、一〇四〇三、一〇四〇四、一〇四〇六、一〇四〇九、字二釜一〇〇一の一、一〇二六から一〇二九まで、一〇三一、一〇三二、一〇三五の一、一〇四三〇、一〇四五五、一〇四六〇、字東谷一〇四四の一、一〇四五の一、一〇四六の一、一〇四五、一〇五九、一〇四六一、一〇四六三の一、一〇四六四、一〇四六六、一〇四九〇、一〇四九三、字白岩一〇七〇、一〇七四、一〇七五、一〇七九、一〇四七〇、字恋戸ヶ埽一〇一の一、一〇二二の一、字鍋わり一〇四一八の一、字北谷一〇四三二、一〇四三七、一〇四四一、一〇四四六、字大固屋一〇四五四、字二ノ谷中尾一〇四八三、字一ノ谷中尾一〇四八七、字梅ヶ久保一〇四九五、一〇四九七、字こいとヶ埽一〇四九八、一〇五〇〇から一〇五〇二まで、一〇五〇七、字夜打ヶ埽一〇五一〇、一〇五一三、一〇五一六、一〇五一七の一、一〇五一八、一〇五三九の一、一〇五四一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字善和字下瀬戸原二六五の三地先から同市同大字字上吉原一〇二の一の地先まで	最狭 一三・四 最広 四三・六	最狭 二七・三 最狭 七四七・五	七三八・〇		道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 善和阿知須線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

宇部市大字善和字下中屋敷五六二の 一地从先から 同市同大字字川向五八二の二地先 まで	宇部市大字善和字東上吉原八一五の 五地从先から 同市同大字字川向五八二の二地先 まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
		最狭 二一五・〇〇	最狭 一三九・六〇		一三九・八	起点の変更及び 道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 西岐波吉見線
道路の区域

宇部市大字善和字下瀬戸原二六五の 三地从先から 同市同大字字中屋敷二二八の四地 先まで	宇部市大字善和字中屋敷二二八の四 地先から 同市同大字 同字一三二の二地先 まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
		最狭 三三三・八三	最狭 二七・八・三		四六三・〇	一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
		最狭 四三・六	最狭 二九・四		九〇・〇	道路改良工事の 完了による。
		最狭 七・八・六	最狭 四六六・七		七八・六	一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)

道路の種類 県道
路線名 奥万倉山陽線
道路の区域

山陽小野田市大字福田字瀬戸二三七 の二地先	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
	最狭 四三・四〇	最狭 一三・〇一		九四・九	道路改良工事の 完了による。
				九四・一	

山口県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課
において一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
一般国道 四一九〇号	宇部市大字善和字下瀬戸原二六五の三地从先から 同市同大字字上吉原一〇二の二地先まで	平成三十一年三月 二十七日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 善和阿知須線	宇部市大字善和字上吉原八一五の五地从先から 同市同大字字川向五八二の二地先まで	平成三十一年三月 二十七日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 西岐波吉見線	宇部市大字善和字中屋敷二二八の四地从先から 同市同大字 同字一三二の二地先まで	平成三十一年三月 二十七日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 奥万倉山陽線	山陽小野田市大字福田字瀬戸二三七の二地先	平成三十一年三月 二十七日

山口県告示第九十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市
計画臨港地区晴海臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南都市建

設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。
臨港地区の分区の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百八号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 分区の種類

商港区、工業港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

周南市築港町、那智町及び晴海町の各一部

2 面積

七五・一ヘクタール

(二) 工業港区

1 位置

周南市那智町及び晴海町の各一部

2 面積

一一四・一ヘクタール

(三) 修景厚生港区

1 位置

周南市晴海町の一部

2 面積

二・四ヘクタール

山口県告示第九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町三丁目八一九の九	四・〇 六・〇	五七・四	平成三十一、 二、二七
光市花園二丁目一六九〇の一三、一六九二の三、一六九二の〇及び一六九〇の一三の地先	四・〇 六・〇	二五・七	三、一二



(七九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十一年三月二十六日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス山口大内店

所在地 山口市大内矢田南四丁目三四五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 代表者の氏名 横山 英昭

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変更前

変更後

大規模小売店舗の所在地	山口市大内矢田三四五の一	山口市大内矢田南四丁目三四五の一
-------------	--------------	------------------

四 届出年月日

平成三十一年三月六日

五 変更年月日

平成三十一年三月二十六日印刷
平成三十一年三月二十六日発行

発行人所

山口県知事

- 二 指示の有効期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- (六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
 - (七) 樫野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
 - (八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
 - (九) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
 - (十) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
 - (十一) 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
 - (十二) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面